



様式第4号（第9条関係）

一般廃棄物処分業許可証

豊川市指令清第84号

平成24年3月23日

加山興業 株式会社

代表取締役 加山 順一郎 様

豊川市長 山 脇 実



平成24年2月23日付けで申請のありました一般廃棄物処分業の

許可の更新
変更

については、下記のとおり許可します。

記

許可を受けた者の住所、氏名等 名古屋市熱田区南一番町15番5号 加山興業 株式会社 代表取締役 加山 順 一 郎
事業所の所在地 豊川市南千両二丁目1番地 他31筆
処分する一般廃棄物の種類 木くず、草、紙くず、繊維くず（破碎及び押出成形）、粗大ごみ、プラスチックごみ、畳 上記の他、市長が別に定めるもの
施設の設置場所及び処理能力 豊川市千両町数谷原662-1他5筆 破碎施設 1,108.08 t / 日 豊川市千両町数谷原580-1他8筆 破碎施設 705.84 t / 日 押出成形施設 202.56 t / 日
許可期間 平成24年4月1日 から 平成26年3月31日まで
許可条件 別紙のとおり
備考

別紙 許可条件

- ① 押出成形施設による一般廃棄物の処理量の上限は年間2,200tとする。
- ② 豊川市から委託を受けた粗大ごみの処理で発生した可燃性残渣と、その他の本許可で可とした清掃工場搬入可能物とは混合してはならない。
- ③ 一般廃棄物の管理に際しては、産業廃棄物と明確に区分すること。
- ④ 固形燃料製品としたが性状不良などにより利用できないものについては清掃工場へ搬入してはならない。
- ⑤ 月毎の実績報告書は、翌月の10日必着で提出すること。
- ⑥ 本許可で認める品目並びに処分の方法は別表1のとおり。



別表1
(今回許可)

許可対象一般廃棄物及びその処分方法

一般廃棄物の種類	排出者	許可対象処分方法 (用途)	残さ及び不適物処分方法
粗大ごみ	木くず(粗大ごみ該当)	事業者 ・破砕 (製紙原料、チップ 燃料) ・押出成形 (固形燃料)	豊川市清掃工場
	畳	事業者 ・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	豊川市清掃工場
	上記以外の粗大ごみ	豊川市 ・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	豊川市清掃工場
プラスチックごみ	豊川市 一般家庭	・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	豊川市清掃工場
木くず(粗大ごみ以外)	豊川市 一般家庭 事業者	・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	リサイクル不適物は許可対象としない
草	豊川市 一般家庭 事業者	・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	リサイクル不適物は許可対象としない
紙くず	豊川市 一般家庭 事業者	・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	豊川市清掃工場
繊維くず	豊川市 一般家庭 事業者	・破砕 ・押出成形 (固形燃料)	豊川市清掃工場
その他品目 (市長が別に定めるもの)	豊川市 一般家庭 事業者	・同種の産業廃棄物の 処理方法により資 源化	
<p>・処理は必ず押出成形処理を行うこと。ただし、粗大ごみ及びその他品目を除く。 ・破砕処理後の金属、ガラスくず類は適切な資源化処理を行うこと。 ・その他品目については、市において処分が困難なものとして別途指定するもので且つその品目の処理について産業廃棄物処分業を許可されたものに限る。</p>			

